

尾道市放課後児童クラブ運営業務委託事業公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

尾道市において実施している放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）の質の向上と運営の安定化を図るとともに、児童が心豊かに活動できるように、適切な業務遂行能力と技術力を有する受注候補者を選定するため、公募型プロポーザル方式により委託先事業者を選定する。

2 事業の概要

(1) 業務名

尾道市放課後児童クラブ運営業務委託

(2) 業務内容

「尾道市放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に掲げる業務

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務に要する費用（見積提案上限額）

(1) 見積提案上限額

ブロック	クラブ名	支援 単位	金額（円）
尾道みなと	山波放課後児童クラブ	2	31,412,850
	尾道みなと放課後児童クラブ	2	
栗原・美木	栗原放課後児童クラブ	3	59,248,123
	栗原北放課後児童クラブ	1	
	三成放課後児童クラブ	1	
	三成第2放課後児童クラブ	1	
	美木原放課後児童クラブ	1	
吉和・日比崎	吉和放課後児童クラブ	1	42,049,328
	日比崎第1放課後児童クラブ	1	
	日比崎第2放課後児童クラブ	1	
	日比崎第3放課後児童クラブ	1	
高西	高須放課後児童クラブ	3	50,339,149
	高須第2放課後児童クラブ	1	
	西藤放課後児童クラブ	2	
御調	御調中央放課後児童クラブ	1	22,100,400
	御調西放課後児童クラブ	1	

向島・浦崎	向島中央放課後児童クラブ	3	56,084,700
	向東放課後児童クラブ	3	
	浦崎放課後児童クラブ	1	
因島・生口島	因島南放課後児童クラブ	2	58,242,450
	因北放課後児童クラブ	2	
	重井放課後児童クラブ	1	
	瀬戸田放課後児童クラブ	2	

なお、本業務委託は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当する。

(2) 見積書に積算する必要のある経費

① 人件費（総括支援員をブロック毎1名配置に係る費用を含む）

② 運営事務費

（事務用品費、消耗品費、備品購入費、通信運搬費、傷害保険料等）

※令和7年度の放課後児童クラブの開設状況は別紙1のとおり

※支援単位は開設見込数となり、見積の根拠数とする。

実際の支援単位・開設状況とは異なる場合があります。

(3) 委託料として積算する必要のない経費

① 光熱水費

② 施設、設備、備品の維持経費（軽微な修繕に係るものを除く）

③ 昼食、おやつにかかる経費

※昼食は利用者が持参する。おやつ代は利用者から別途徴収する。

④一般廃棄物処分費

4 参加資格

本プロポーザルに参加する資格は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 尾道市の令和7～9年度物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されている、又は同名簿に登録申請していること。
- (2) 尾道市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 尾道市の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 過去5年間に於いて同種業務の実績（受託中のものを含む）があること。

5 スケジュール

公告・申込関係書類配布開始 （市ホームページ掲載）	令和7年 9月12日（金）
質問締切日	令和7年 9月18日（木）

質問回答日	令和7年 9月22日（月）
参加資格確認申請書等提出締切日	令和7年 9月29日（月）
参加資格審査結果通知日	令和7年10月 3日（金）
企画提案書等提出締切日	令和7年10月17日（金）
審査会（企画提案書・プレゼンテーション）	令和7年10月29日（水）
審査結果通知・公表（市ホームページ掲載）	令和7年11月上旬
契約に向けた協議開始	令和7年11月上旬

6 関係書類の配布、参加申請等

実施要領、仕様書、様式等は、尾道市ホームページからダウンロードして入手すること（窓口での配布は、行わない）。

参加資格審査の結果は、参加資格確認申請書を提出した全事業者に対して令和7年10月3日（金）に文書及び電子メールで通知する。

(1) 質問・回答

本件に関する質問は、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出期限

令和7年9月18日（木）17時まで（必着）

イ 提出方法

質問書（様式3）に質問内容を簡潔に記入の上、「12問い合わせ先」へ電子メールで送付し、電話にて到着確認を行うこと。

※件名の先頭に【放課後児童クラブ運営業務質問】と記載する。

ウ 回答方法

質問票を提出した全ての事業者に対して、令和7年9月22日（月）に、質問及び回答（質問者名は記載しない。）を電子メールで送付する。

(2) 資格審査確認申請

参加を希望する場合は、次のとおり申請すること。

ア 提出期限

令和7年9月29日（月）17時まで（必着）

イ 提出方法

「12問い合わせ先」へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

ウ 提出書類（証明書類は写しを可とする。発行後3か月以内のものを提出すること。）

No	書 類 名
1	参加資格確認申請書（様式1）

2	事業者概要等整理表（様式4）
3	2の業務実績として記載した業務に係る契約書の写し
4	尾道市税の完納証明書（尾道市に事業所を有する場合）※1
5	直近の国税及び地方税の納税証明書（管轄の税務署で交付される、納税証明書「その3未納税額のない証明用」（消費税及び地方消費税に係るもの）又は「その3の2」「その3の3」でも可とする。）※1
6	登記簿謄本（法務局が発行する現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書）※1

※1 令和7～9年度物品購入等競争入札参加資格者名簿登載事業者は不要

(3) 企画提案書等の提出

企画提案書等の作成にあたり、「8企画提案書」及び評価表（別表）を参照の上、次の内容で提出すること。※応募するブロックを一括提案すること。

ア 提出期限

令和7年10月17日（金）17時まで（必着）

イ 受付方法

「12問い合わせ先」へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

ウ 提出書類（7部：正本1部、副本6部）

No	書 類 名
1	企画提案書（様式は任意とし、表紙に企画提案書（様式2）を添付）
2	法人の沿革（様式5）
3	総括支援員（総括支援員就任予定）の経歴書（様式6）※1
4	収支予算書（様式7）※1
5	参考見積書（任意様式）※2

※1 ブロック毎に作成 ※2 クラブ毎に作成

7 留意事項

本プロポーザル参加にあたっては、次の事項に留意すること。

- (1) 提出された書類の追加、削除、変更、差替等は、認めない。
- (2) 提出された書類は、提案の審査終了後も返却しない。
- (3) 本プロポーザルへの参加に係る費用は、参加者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、業務委託事業者を選定するための資料であり、提出された書類に関する著作権等の主張は、認めない。
- (5) 提出書類作成のために尾道市から受領した資料等は、尾道市の了解を得ずに公表し、及び使用してはならない。
- (6) 提出書類の提出後、辞退を行う場合は、参加辞退届出書（様式8）により申し出ることとし、辞退後は、いかなる理由があっても再参加は認めない。

8 企画提案書

企画提案書は、次の事項に留意するとともに、仕様書、関連資料等の内容を踏まえて作成すること。

- (1) 用紙は、A 4 縦・横書き・両面印刷・左綴じとし、目次を作成するとともに、下部にページ番号を記載する。
- (2) ページ数は、表紙、目次、図表等を含め 50 ページ以内とし、複数ブロックを提案する場合においても、同様とする。
- (3) 表紙は、企画提案書（様式 2）を使用する。
- (4) 企画提案書に使用する文書及び図表は、専門知識を有しない者が理解できる平易な表現とし、専門用語を使用する場合は、注釈を付する。
- (5) 企画提案書に記載する内容は、収支予算書（様式 7）に記載した金額の範囲内で実現できるものとする。
- (6) 仕様書等に記載している内容以外で、この業務の目的を達成するために有効な提案があった場合は、評価の対象とする。

9 プレゼンテーション、審査

提案者は、次の要領でプレゼンテーションを行い、尾道市放課後児童クラブ運営業務委託審査委員会は、評価表（別表）に基づき企画提案書の内容を含めて審査し、最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。

- (1) 実施日
令和 7 年 10 月 29 日（水）
（各提案者の開始時間は参加資格確認申請書提出順として、電子メールで通知する。）
- (2) 時間
プレゼンテーション 20 分、質疑 15 分とする。
- (3) 使用機材
モニター及び電源は尾道市で用意し、その他の機材は提案者において用意する。
- (4) 出席者
出席者は、提案者の社員 4 人以内とすること。
- (5) 内容
プレゼンテーションの内容は、提出された企画提案書の範囲内とし、追加資料の提出等は、認めない。
- (6) 選定方法
別紙「評価表」に基づき審査し、評点が最も高い者を最優秀提案者とし、次順位者を優秀提案者とする。
- (7) 選考結果の送付

1 1月上旬に尾道市ホームページに掲載するとともに、提案者に対して選考結果を文書で通知する。なお、審査内容及び審査結果についての質問及び異議申立ては受け付けない。

1 0 契約の締結

- (1) 最優秀提案者に選定された者と契約締結の協議を行う。ただし、当該協議が不調の場合は、優秀提案者と契約締結の協議を行う。
- (2) 契約締結の協議に当たっては、参加者が提案した業務内容を基本とするが、本業務の目的達成のため、尾道市と契約候補者との協議により、契約業務の項目の追加、変更及び削除を行うことができるものとし、最優秀提案者及び優秀提案者の決定をもって、企画提案書に記載されたすべての内容を承認するものではない。

1 1 失格要件

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 提出期限までに所定の書類を提出しなかった場合
- (3) 業務委託料の上限を超えた見積書を提出した場合
- (4) 正当な理由なくプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) 契約締結までの間に本実施要領に定める参加資格を満たさなくなった場合
- (6) 他の参加者に対して不当な行為をしたと認められる場合
- (7) その他、本実施要領の事項に違反したと認められる場合

1 2 問い合わせ先

〒722-8501

尾道市久保一丁目15番1号（尾道市役所1階）

尾道市福祉保健部子育て支援課子育て支援係

電話：0848-38-9219

FAX：0848-38-9206

電子メール：k-shien@city.onomichi.hiroshima.jp

評価基準

分類	評価項目	評価内容	配点
事業者評価	提案事業者の概要	経営母体の財務健全性(経営状態は正常かつ良好か)	30点
	業務実施方針	放課後児童クラブの業務の取組み姿勢(本事業の事業展開の発展性、将来性は期待できるか)	
	業務実績又は受託体制	放課後児童クラブの業務実績 同種・類似業務(児童福祉施設、社会福祉施設、教育分野、子育て支援事業等の運営業務)の実績	
		放課後児童クラブの業務受託体制の整備ができるようになっているか 総括支援員の経歴・資格、同種・類似業務の実績はあるか	
提案評価	提案内容の実現性	放課後児童クラブを円滑に運営できるような学校・家庭・所管課との連携方法の提案になっているか	70点
		放課後児童クラブの活動時間内において、児童が心豊かでのびのびと活動ができるような遊びや学習の体験等の実施方法の提案になっているか	
		利用者要望を踏まえた放課後児童健全育成事業の付加サービスの実現性はあるか	
		障害児童に関する支援の育成、対応方法の提案になっているか	
		限られた予算を有効に分配して事業を執行できるか 費用が提案内容に対して妥当であるか 費用が安価なものとなっているか	
	支援員等の雇用・指導体制・研修体制	放課後児童クラブが継続的・安定的に運営できるような支援員等の職制設定と配置体制になっているか	
		応募する放課後児童クラブに現在勤務している支援員と同程度の処遇で継続して雇用する内容になっているか 地域人材を優先して採用する内容になっているか	
		研修計画は資質の向上を図れる内容になっているか 支援員等の福利厚生は充実しており働きやすい体制になっているか	
	事務局体制・危機管理体制	準備期間から本格稼働へ移行後も円滑な運営ができる事務局体制が整っているか 事故発生時等に迅速な対応ができる体制、予防体制が整っているか	
総合評価	本事業に対する熱意等	本事業に対して熱意はあるか	20点

(別紙１)

令和７年度放課後児童クラブ運営開設状況

クラブ名	所在地	場所	定員	支援 単位数	必要 支援員数	授業のある日 開設時間	土曜日 開設時間	長期休業日等 開設時間
山波放課後児童クラブ	山波町1630	山波小学校内	90	2	4	放課後～18:30	8:00～18:00	7:30～18:30
尾道みなと放課後児童クラブ	長江３丁目10-4	尾道みなと小学校内	90	2	4	放課後～18:30	－	7:30～18:30
栗原放課後児童クラブ	西則末町11-16	栗原小学校内	135	3	6	放課後～18:30	8:00～18:00	7:30～18:30
栗原北放課後児童クラブ	栗原町11750	栗原北小学校内	45	1	2	放課後～18:30	－	7:30～18:30
三成放課後児童クラブ	美ノ郷町三成1111-4		45	1	2	放課後～18:30	8:00～18:00	7:30～18:30
三成第２放課後児童クラブ	美ノ郷町三成1185-1		40	1	2	放課後～18:30	－	8:00～18:30
美木原放課後児童クラブ	美ノ郷町本郷604	美木原小学校敷地内	40	1	2	放課後～18:30	－	7:30～18:30
吉和放課後児童クラブ	東元町26-3	旧吉和幼稚園内	45	1	2	放課後～18:30	－	7:30～18:30
日比崎第1放課後児童クラブ	平原４丁目2-37	平原台コミュニティセンター内	45	1	2	放課後～18:30	－	7:30～18:30
日比崎第2放課後児童クラブ	栗原西１丁目4-38		40	1	2	放課後～18:30	8:00～18:00	8:00～18:30
日比崎第3放課後児童クラブ	日比崎町12-1	日比崎小学校内	45	1	2	放課後～18:30	－	7:30～18:30
高須放課後児童クラブ	東尾道4-4	ペイタウン尾道組合会館内	130	3	6	放課後～18:30	8:00～18:00	7:30～18:30
高須第２放課後児童クラブ	高須町4750-2	東部公民館高須南分館	40	1	2	放課後～18:30	－	7:30～18:30
西藤放課後児童クラブ	西藤町1500	西藤小学校敷地内	60	2	4	放課後～18:30	－	7:30～18:30
御調中央放課後児童クラブ	御調町市1110-1	市公民館内	45	1	2	放課後～18:30	8:00～18:00	8:00～18:30
御調西放課後児童クラブ	御調町丸河南90-1	河内公民館内	40	1	2	放課後～18:30	－	7:30～18:30
向島中央放課後児童クラブ	向島町5979番地	向島中央小学校内	135	3	6	放課後～19:00	8:00～18:00	7:30～19:00
向東放課後児童クラブ	向東町8670	向東小学校内	135	3	6	放課後～18:30	8:00～18:00	7:30～18:30
浦崎放課後児童クラブ	浦崎町甲2246	浦崎小学校内	40	1	2	放課後～18:30	－	8:00～18:30
因島南放課後児童クラブ	因島土生町1321-1	因島南小学校隣接	90	2	4	放課後～18:30	8:00～18:00	7:30～18:30
因北放課後児童クラブ	因島中庄町3322	因北小学校内	90	2	4	放課後～18:30	8:00～18:00	7:30～18:30
重井放課後児童クラブ	因島重井町3309-1	重井小学校内	45	1	2	放課後～18:30	－	7:30～18:30
瀬戸田放課後児童クラブ	瀬戸田町瀬戸田535-1	瀬戸田市民会館内	90	2	2	放課後～18:30	8:00～18:00	7:30～18:30